



業務委託契約書

収 入
印 紙

1. 業 務 名	大東市立〇〇小学校給食調理業務委託
2. 業 務 場 所	大東市立〇〇小学校
3. 履 行 期 間	自 令和 9 年 4 月 1 日 至 令和 13 年 3 月 31 日
4. 委 託 金 額	¥ — (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)
5. 契約保証金	金 円 担保 ・ 現金 ・ () ・ 履行保証保険 ・ 随意契約の免除に該当
6. 支 払 条 件	各月業務完了後、月額払い。 なお、8月分を除いた11回払いとする。 令和 9 年度 月額 ¥ 令和 10 年度 月額 ¥ 令和 11 年度 月額 ¥ 令和 12 年度 月額 ¥

上記の業務について、発注者 大東市（以下「発注者」という。）と、
受注者

（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によっ
て委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大東市谷川一丁目1番1号
大阪府大東市
代表者 大東市長 逢坂 伸子

受注者 住 所
名 称
代表者

(総則)

第1条 受注者は、学校給食の目的を十分認識し、関係法令及び大東市の諸規則を遵守のうえ頭書の委託契約に関し、本契約書に定めるもののほか、大東市立小学校給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者の指示により行うものとする。

(委託契約内容)

第2条 発注者が受注者に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 検収及び調理
- (2) 配缶及び回収
- (3) 食器具等の洗浄、消毒及び保管
- (4) 施設設備の清掃及び点検
- (5) 残菜及びゴミの処理
- (6) 前各号に付帯する業務

2 受注者は、発注者の提示する仕様書、献立表、調理手配表、調理マニュアル、作業マニュアル、帳簿マニュアル及び大東市食物アレルギー対応マニュアルに従い委託業務を履行するものとする。

(業務完了報告及び委託料の支払)

第3条 受注者は、発注者に対し、毎月5日までに前月分の委託業務の履行に係る業務完了報告を行い、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認を受けた後、委託料の支払いを発注者に請求することができる。

3 発注者は、前項の規定に基づく適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(業務管理)

第4条 受注者は仕様書に定めるところにより、業務従事者の中から業務責任者及び業務副責任者（以下「業務責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 業務責任者等は、業務従事者の健康管理及び委託業務における衛生管理にも万全を期さなければならない。

3 受注者は、業務責任者等のうち1名を食品衛生責任者また1名を衛生管理責任者としなければならない。この場合、両責任者を1名が兼ねることができるものとする。

4 委託業務の履行中、業務従事者に事故等が発生した場合には、受注者の責任において対応するものとする。

(研修等)

第5条 受注者は、学校給食の水準の維持及び向上のため常時、研究を行うとともに、業務従事者に対して、適宜、研修を行うものとする。

2 受注者は、発注者の要請がある場合には、仕様書に定めるところにより、発注者の行う研修その他の行事等に業務従事者を参加させなければならない。

(点検義務等)

第6条 受注者は、委託業務の履行に際し、施設、設備、器具及び食材（以下「施設備品等」という。）を事前に点検し、瑕疵を発見した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(履行の検査)

第7条 受注者は、調理された給食については、発注者の検査を受けなければならない。また、毎日の業務が完了したときは、その都度発注者の検査を受け、関係書類を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して直ちに完全な履行を請求し、または、履行に代えもしくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行の調査)

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者の履行状況について調査または報告を求めることができる。

(経費負担)

第9条 発注者は、次の各号にかかる経費を負担するものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 施設・設備費及び発注者が定めた消耗品費
- (3) 光熱水費（電気・上下水道・ガス）

(4) 残菜・ゴミ処理費

2 受注者は、前項に規定する以外の経費を負担するものとする。

(設備等の貸与及び保守)

第10条 発注者は、受注者に対し給食調理場の施設については無償で使用を許可する。調理用の設備及び機器類（以下「設備等」という。）については無償で貸与し、受注者は発注者に対し貸与を受けた設備等について借用証書を提出するものとする。

2 受注者は、使用を許可された施設及び貸与された設備等に修理等の必要が生じたときは、発注者に申し出ることとし、発注者がその必要性を認めたときは、発注者の負担により修理を行うものとする。ただし、受注者の責に帰する原因による場合は、発注者の許可を得て受注者の負担により修理を行うものとする。

(不完全履行による減額及び損害賠償)

第11条 受注者は、委託業務について、契約条項または仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、その理由を付した書面により、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が業務の一部しか履行できなかったとき、または業務の履行が不完全であるときは、委託料から、その不履行または不完全部分に相当する金額を減額することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(損害賠償責任)

第12条 受注者は、業務の実施について受注者の責に帰する原因により発注者または児童その他第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。

2 発注者または受注者いずれの責に帰すべきか判明しないときの損失負担は、双方協議して定めるものとする。

(保険)

第13条 受注者は、委託業務の実施にあたり、食中毒や事故等の発生時の対応として、生産物賠償責任保険（これに準じるものを含む。）に加入しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに発注者に提出しなければならない。

(再請負等の禁止)

第14条 受注者は、委託業務の全部または一部の処理を第三者に請負わせ、または本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。

(代行保証)

第15条 受注者は、一時的に受託業務の遂行が困難になった場合の危険を担保するため、受注者の責任として、各種代行保証制度への加入、または業務を代行できる能力が担保される体制を整備すること。また、その事を証明することができる書類を提出すること。

(法令上の責任)

第16条 受注者は、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、食品衛生法、その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(秘密保持義務)

第17条 受注者は、委託業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第18条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (2) この契約の締結または履行に当たり、受注者に不正の行為があったとき。
- (3) 受注者の委託業務の実施が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかであると発注者が認めたとき。
- (4) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (5) 受注者が契約の解除を申し出て、発注者が認めたとき。
- (6) 委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号に

において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第1号、第2号及び第8号の規定に該当することによって、この契約が解除されたときは、受注者は、委託料(履行済みの分に対する金額は除く)の100分の10に相当する違約金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項第7号の規定による契約の解除をしようとするときは、その3か月前に受注者にその旨を通知しなければならない。

4 第1項第3号から第6号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(物価または賃金の変動)

第19条 発注者は、契約期間中において大幅な労務費等の価格変動が生じ、受注者から委託金額の見直しについて請求があった場合には、学校給食の安定的な実施に向けて適切に対処しなければならない。

(四者懇談会)

第20条 発注者は、学校給食の円滑な運営と内容の充実に資するために「学校給食四者懇談会」(学校、PTA、受注者、発注者)を委託学校に設置することができるものとし、受注者は、その運営に協力するものとする。

(障害者差別解消法の順守)

第21条 受注者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(人権啓発研修)

第22条 受注者は、委託業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加を促したり、あるいは受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

(労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応について)

第23条 受注者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第八章及び職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による委託業務の実施にあたり、個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第25条 この契約に定めのない事項について疑義を生じた事項は、その都度双方協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令等を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識の上、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制について、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき報告した事項を変更した場合は、書面により発注者に報告しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、業務責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 業務責任者は、事務業務を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(適正な管理)

第6条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講ずべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取り扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所

属名、役職等を記したもの)の着用

- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合における電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合における移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合における当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の業務従事者への周知

(取得の制限)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第12条 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、

あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保に係る措置の内容を届け出て、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第13条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返還等)

第14条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査及び勧告)

第15条 発注者は、受注者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受注者及び再委託先に報告させ、又は随時実地に調査することができる。

2 発注者は、受注者及び再委託先の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意若しくは過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第17条 受注者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 8 条 第 2 項 関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（注）再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。